

景観形成に関する施策

(1) 景観重要建造物及び景観重要樹木の指定の方針

- 地域の良好な景観形成において重要な役割を果たしている建造物又は樹木で、特に保全や活用に向けた手だてを講じる必要があるものは、景観重要建造物又は景観重要樹木として指定します。

(2) 景観重要公共施設の整備に関する事項

① 景観重要公共施設の指定の方針

- 景観重要地域内の幹線道路又は河川で、地域の景観構成について検討し続けることが重要なもの、あるいは整備（補修・改修を含む）に伴い良好な景観を再生・創出するものは、公共施設管理者の同意を得た上で、景観重要公共施設として指定します。

② 景観重要公共施設の整備に関する事項

- 周辺の自然環境や歴史等との調和、眺望点からの眺望に配慮します。
- 整備内容の検討に当たっては、事業の計画段階において、町と事前協議を行うものとします。また、必要に応じて、公共施設管理者、有識者、地域住民等を交えた協議会等を設けて検討を進めます。

□景観重要公共施設

項目	景観形成基準	区間
道路	国道480号（蘭島橋、小峠橋を含む）	蘭島景観重要地域内 （トンネル区間を除く）
	県道美里龍神線	蘭島景観重要地域内 （清水橋から南側の区間を除く）
河川	有田川	蘭島景観重要地域内
	湯川川（上湯用水路頭首工を含む）	蘭島景観重要地域内

(3) 屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置に関する行為の制限に関する事項

- 屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置については、良好な景観の形成との調和が保たれるよう、必要な制限を行うものとします。

(4) 景観農業振興地域整備計画の策定に関する基本的な事項

- 美しい農業の景観を保全・創出するための施策を講じ、周辺の景観と調和のとれた良好な営農条件の確保を図る必要がある場合は、景観計画を尊重した景観農業振興地域整備計画を策定します。

(5) 有田川町景観づくり協定に関する事項

- 自治会など地域住民等が景観づくりに関して結んだ協定で、必要な要件を満たす場合は、有田川町景観づくり協定として積極的に認定し、地域における景観づくり活動の促進を図ります。

有田川町 建設環境部 建設課（吉備庁舎2階）

住所：〒643-0021 有田川町大字下津野2018 番地4

TEL：52-2111 FAX：52-7822 電子メール：b.kensetsu@town.aridagawa.lg.jp

ホームページアドレス： <http://www.town.aridagawa.lg.jp/>

この冊子は、景観計画の概要を示したものです。
景観計画はホームページに掲載しています。また、役場各庁舎で閲覧できます。

平成25年4月発行

きらめき ひろがる 有田川

「景観」まちづくり

自然と歴史に恵まれた有田川町には、自慢できる景観がたくさんあります。

町では、景観を大切にしたいまちづくりを推進するため、「有田川町景観計画」を策定しました。

発見! わたしたちのまち 美しい有田川町

町内には、高野龍神国定公園などの豊かな自然、日本の棚田百選に選ばれた「あらぎ島」、「有田みかん」の段々畑など、他にはない魅力的な景観がたくさんあります。ふだん何気なく暮らしている身近なところにもいろいろな景観があります。景観を意識してまちを眺めてみましょう。きっと興味深い景観が発見できるはずです。

気候・風土を生かした農の景観

■ 棚田のある里山景観



■ みかん畑のある里山景観



豊かな自然環境の景観

■ 有田川（二川ダム湖）



■ 生石高原・生石山



新たな表情をつくる景観

■ ポップみち



歴史を伝える景観

■ 鳥屋城址



※掲示している景観は一例です。

良好な景観の形成に関する方針

(1) めざすべき景観像の実現

- ① 気候・風土を生かした農の景観の魅力を醸成する
 - ・ 稲作、みかん、山椒など地域色が豊かな農地の景観をふるさとの「顔」として維持・活用し、魅力を高めます。
- ② 山地や森林、河川等の骨格となる自然景観を保全する
 - ・ かけがえのない財産である自然と、それらが創り出す骨格的な景観を保全します。
- ③ 新たな表情をつくる幹線道路沿道の景観の魅力を高める
 - ・ まちに賑わいや活力を生み出す商業等の振興とあわせて、産業活動が創り出す景観の魅力を高めます。
- ④ 多様な時代の歴史や地域の文化が息づく景観を継承する
 - ・ 高野参詣道など古道沿いに点在する歴史的文化遺産を保全し、魅力を高めながら次代に継承します。



(2) めざすべき景観像の実現に向けた取組

- ① 景観の魅力を読み解き内外へと発信する
 - ・ 景観に対する町民意識の高揚
 - ・ 魅力ある景観を町外に広く発信
- ② 農林業の振興や地域の活性化につながる協働の景観づくりを推進する
 - ・ 耕作放棄地や空き家対策など本町にふさわしい景観づくりの推進
 - ・ 住民との協働による地域に根ざした景観づくりの推進
- ③ 大規模行為や屋外広告物を適正に誘導する
 - ・ 大規模な土地の改変を生じさせる行為の適正な誘導
 - ・ 屋外広告物の適正な誘導

景観計画区域と景観重要地域

町内全域を景観計画区域に設定し、あらぎ島及びその周辺の区域を景観重要地域として指定します。それぞれの区域に応じて、景観ルールを定めています。



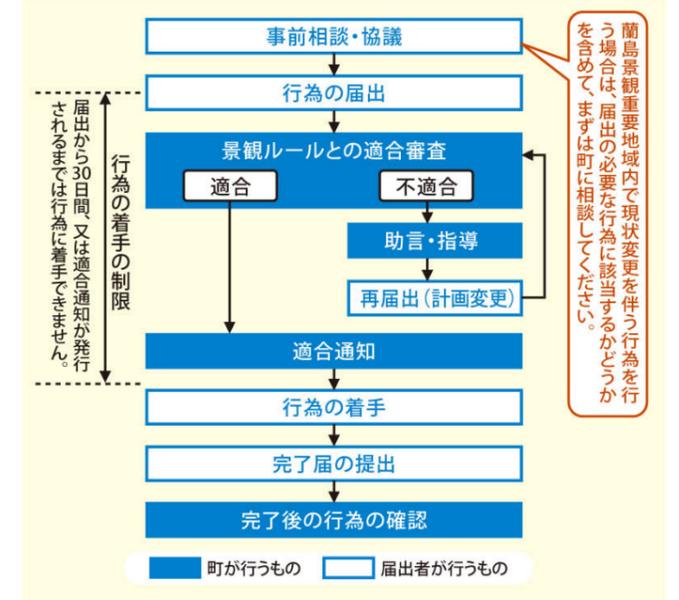
景観法に基づく届出制度

- ・ 景観計画では、景観の悪化を予防し、より良い景観づくりを進めるため、一定規模以上の建築・開発などを行う際のルール（景観形成基準）を設定しています。
- ・ 建築行為や開発行為などを行う際には、景観ルールに従って良好な景観が形成されるように、**景観法に基づいて町への届出が必要**になります。

(1) 届出制度のあらまし

- ・ 届出が必要な行為（下表）を行う場合は、工事の着手前に、所定の様式を役場に提出していただきます。その後、景観ルールが守られているかの審査を行い、結果を届出者に通知します。
- ・ 届出から30日間、又は適合通知が発行されるまでは、行為に着手できません。

□届出の流れ（景観法に基づく届出）



(2) 罰則等の規定

- ・ 届出の内容が明らかに「景観形成基準」に適合しない場合は、勧告を行います。
- ・ 届出しなかった場合や虚偽の届出をした場合等は、罰則の対象となります。

(3) 届出の必要な行為

行為の種別		対象となる規模	
		町内全域 (右記以外の区域)	蘭島景観重要地域
建築物	<ul style="list-style-type: none"> ・ 新築(新設) ・ 増築 ・ 改築 ・ 移転 ・ 外観を変更することとなる修繕、模様替 ・ 色彩の変更 *1 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 高さ13m超、 ・ 建築面積1,000㎡超 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 建築面積30㎡超
		<ul style="list-style-type: none"> ● 石積、屋外の自動販売機、電波塔、風力発電施設その他これに類するもの ・ すべて ● その他の工作物 ・ 高さ5m超 	
工作物	<ul style="list-style-type: none"> ・ 高さ13m超、 ・ 築造面積1,000㎡超 	<ul style="list-style-type: none"> ● 都市計画区域内 ・ 3,000㎡超 ● 都市計画区域外 ・ 10,000㎡超 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 1,000㎡超
都市計画法第4条第12項に規定する開発行為		<ul style="list-style-type: none"> ● 都市計画区域内 ・ 3,000㎡超 ● 都市計画区域外 ・ 10,000㎡超 	
土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更		<ul style="list-style-type: none"> ● 都市計画区域内 ・ 3,000㎡超 ● 都市計画区域外 ・ 10,000㎡超 	
屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積 *2		<ul style="list-style-type: none"> ・ 3,000㎡超 	

* 1 : 当該行為に係る面積の合計が400㎡又は外観に係る面積の過半を超えるもの

* 2 : 堆積期間が90日を超えるもの

町内全域の景観ルール

□ 共通事項

項目	景観形成基準
—	<ul style="list-style-type: none"> ● 行為地及びその周辺地域の自然、生活、歴史等の地域特性を読み取り、周辺の景観と調和した魅力ある景観形成に配慮すること。 ● 周辺に自然や歴史・文化的建築物等の良好な景観を構成するものがある場合には、それらとの調和に配慮すること。 ● 山地、河川、湖沼、丘陵地等への主要な眺望点からの眺望を妨げない位置又は規模とすること。 ● 山稜の近傍では稜線や背景との調和を乱さない位置又は規模とすること。

□ 建築物又は工作物の新築（新設）、増築、改築、移転、外観の変更

項目	景観形成基準
形態・意匠	<ul style="list-style-type: none"> ● 市街地や集落では、隣地や周辺の建築物等との連続性に配慮した形態及び意匠とすること。 ● 壁面設備、屋上設備は主要な道路から見えにくい位置に設けること。これにより難しい場合は、建築物本体との調和に配慮すること。
色彩	<ul style="list-style-type: none"> ● 落ち着いた色彩を基調とすること。 ● アクセント色を使用する場合は色彩相互の調和や使用する量のバランスに配慮すること。
素材	<ul style="list-style-type: none"> ● できる限り周辺の景観と調和した素材を用い、木、土、石など地域の風土に合った自然素材の使用に努めること。 ● できる限り耐久性に優れ、時間とともに景観に溶け込む素材の使用に努めること。
緑化	<ul style="list-style-type: none"> ● 行為地内の緑化に努めること。植栽にあたっては、周辺の植生に合った樹種を用いること。 ● 行為地内に樹姿又は樹勢の優れた樹木がある場合は、その保存又は移植に努めること。
その他	<ul style="list-style-type: none"> ● 夜間の屋外照明による過剰な光が周囲に散乱しないよう照明方法等に配慮すること。

□ 開発行為、土地の開墾その他の土地の形質の変更

項目	景観形成基準
土地の造成	<ul style="list-style-type: none"> ● 現況の地形を活かし、長大な法面や擁壁が生じないようにすること。 ● 法面はできる限りゆるやかな勾配とすること。 ● 擁壁は周辺景観と調和した形態又は素材とすること。
緑化	<ul style="list-style-type: none"> ● 法面は周辺の植生と調和した緑化を行うこと。 ● 行為地内に樹姿又は樹勢の優れた樹木がある場合は、できる限りその保存又は移植に努めること。

□ 土石の採取又は鉱物の掘採

項目	景観形成基準
遮へい措置	<ul style="list-style-type: none"> ● 道路、公園等の公共の場所から容易に望見できる場合は、植栽等で遮へいすること。
緑化	<ul style="list-style-type: none"> ● 採取又は掘採を終了した場所から速やかに周辺の植生と調和した緑化を行うこと。

□ 屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積

項目	景観形成基準
堆積の方法	<ul style="list-style-type: none"> ● 堆積物の高さをできる限り低くするとともに、整然とした堆積に努めること。
遮へい措置	<ul style="list-style-type: none"> ● 道路、公園等の公共の場所から容易に望見できる場合は、植栽等で遮へいすること。

蘭島景観重要地域の景観ルール

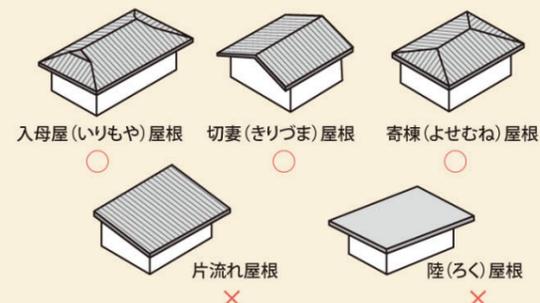
□ 建築物の新築、増築、改築、移転、外観の変更

項目	里山の区域	棚田の区域	
		重要文化的景観の選定申出の範囲内	重要文化的景観の選定申出の範囲外
形態	<ul style="list-style-type: none"> ● 主屋は、2方向以上の勾配屋根とすること。 ● 勾配屋根は、原則として適度な軒の出を確保すること。 	—	—
素材	<ul style="list-style-type: none"> ● 外壁仕上げは、できる限り木材や漆喰、土などの地域性のある自然素材の使用に努めること。 	—	—
色彩	<ul style="list-style-type: none"> ● 落ち着いた色彩を基調とすること。 	—	—
高さ	<ul style="list-style-type: none"> ● 高さ11m以下とすること。 	—	—

● 景観ルールの解説

■ 屋根の形態

主屋は切妻屋根、入母屋屋根又は寄棟屋根などとする。倉庫、車庫などの付属屋は対象外。



■ 屋根・外壁の色彩

屋根又は外壁の基調となる色は、彩度を抑える。けばけばしい印象を与える色彩の使用は避ける。強調色として認める範囲は、開口部を除く見付面積の20%以内を目安とする。



■ 外壁の素材

外壁仕上げは、可能な範囲で、自然素材を効果的に取り入れることを推奨する。(努力義務)



□ 工作物の新設、増築、改築、移転、外観の変更

項目	里山の区域	棚田の区域	
		重要文化的景観の選定申出の範囲内	重要文化的景観の選定申出の範囲外
石積	<ul style="list-style-type: none"> ● 現存する石積は、できる限り現状維持とすること。 ● 宅地の石積が損壊した場合は、できる限り伝統的な様式・材料を継承し、復旧に努めること。 	—	—
屋外の自動販売機	<ul style="list-style-type: none"> ● 落ち着いた色彩を基調とすること。 ● 商標、ロゴマーク、広告物等は必要最小限の表示とすること。 	—	—
電波塔(携帯電話のアンテナなど)	<ul style="list-style-type: none"> ● 山稜の近傍では、できる限り稜線を乱さない低い位置とすること。 ● 主要な眺望点からの眺望を阻害しない位置とすること。 ● 周囲に与える突出感、違和感を軽減すること。 	—	—
風力発電施設その他これに類するもの	<ul style="list-style-type: none"> ● 山稜の近傍では、できる限り稜線を乱さない低い位置とすること。 ● 主要な眺望点からの眺望を阻害しない位置とすること。 ● 周囲に与える突出感、違和感を軽減すること。 	—	—
その他の工作物	<ul style="list-style-type: none"> ● 周囲に与える突出感、違和感を軽減すること。 ● 落ち着いた色彩を基調とすること。 ● 高さは、原則として11m以下とすること。 ● 行為地内の緑化に努めること。植栽にあたっては、周辺の植生に合った樹種を用いること。 	—	—

□開発行為、土地の開墾その他の土地の形質の変更

項目	里山の区域	棚田の区域	
		重要文化的景観の選定申出の範囲内	重要文化的景観の選定申出の範囲外
開発行為	森林の保全	<ul style="list-style-type: none"> ●開発面積に対し、以下の割合で森林を保全すること（新たに造成する樹林の面積を含む）。 <ul style="list-style-type: none"> ア 開発面積が1ha以上の場合は50% イ 開発面積が1ha未満の場合は40% 	
	土地の造成	<ul style="list-style-type: none"> ●現況の地形を活かし、長大な法面や擁壁が生じないようにすること。 ●法面はできる限りゆるやかな勾配とすること。 ●擁壁は周辺景観と調和した形態又は素材とすること。 	
	緑化	<ul style="list-style-type: none"> ●法面は周辺の植生と調和した緑化を行うこと。 ●行為地内に樹姿又は樹勢の優れた樹木がある場合は、その保存又は移植に努めること。 	
土地の開墾、その他の土地の形質の変更	土地の造成	<ul style="list-style-type: none"> ●現況の地形を活かし、長大な法面や擁壁が生じないようにすること。 ●法面はできる限りゆるやかな勾配とすること。 ●擁壁は周辺景観と調和した形態又は素材とすること。 	
	緑化	<ul style="list-style-type: none"> ●法面は周辺の植生と調和した緑化を行うこと。 ●行為地内に樹姿又は樹勢の優れた樹木がある場合は、その保存又は移植に努めること。 	

□土石の採取又は鉱物の掘採

項目	里山の区域	棚田の区域	
		重要文化的景観の選定申出の範囲内	重要文化的景観の選定申出の範囲外
遮へい措置	<ul style="list-style-type: none"> ●道路、公園等の公共の場所から容易に望見できる場合は、植栽等で遮へいすること。 		
緑化	<ul style="list-style-type: none"> ●採取又は掘採を終了した場所から速やかに周辺の植生と調和した緑化を行うこと。 		

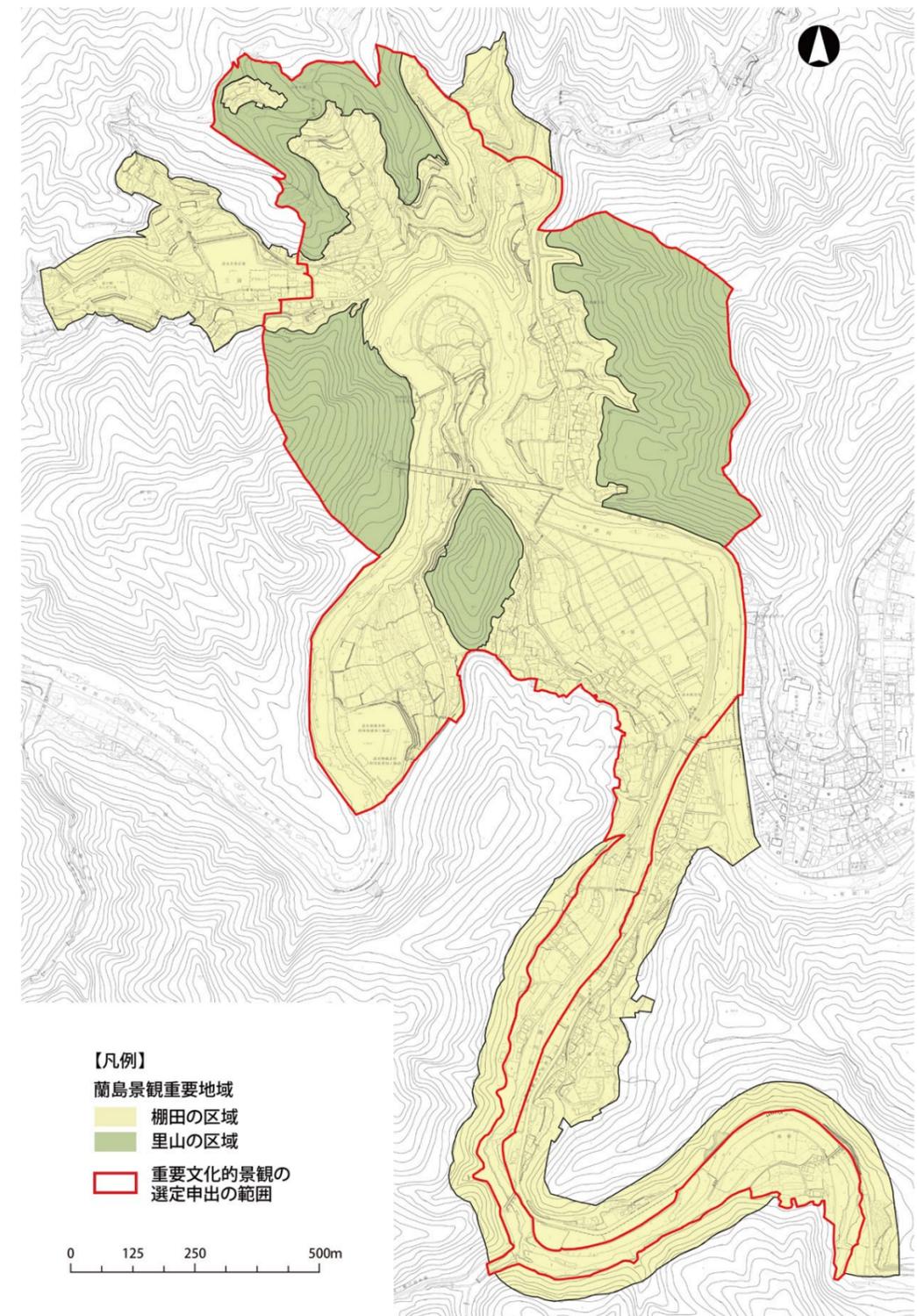
□屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積

項目	里山の区域	棚田の区域	
		重要文化的景観の選定申出の範囲内	重要文化的景観の選定申出の範囲外
堆積の方法	<ul style="list-style-type: none"> ●堆積物の高さをできる限り低くするとともに、整然とした堆積に努めること。 		
遮へい措置	<ul style="list-style-type: none"> ●道路、公園等の公共の場所から容易に望見できる場合は、植栽等で遮へいすること。 		

●景観形成基準の適用に関する特例

土地利用、位置、規模、形態等について総合的に配慮がなされた建築物や外観を含めて地域産材が積極的に使われた建築物、雇用創出など地域経済の振興に寄与する施設・設備で、町長が地域の景観形成に支障がないと認めたものについては、その範囲内において景観形成基準を適用しないものとします。ただし、認定に当たっては、あらかじめ、有田川町景観審議会の意見を聴くものとします。

●蘭島景観重要地域と重要文化的景観の選定申出の範囲



●重要文化的景観の選定制度と連携した景観形成

あらぎ島と周囲の景観は、町の誇りであり、人と自然の関係のあり方を示す大切な遺産でもあります。その文化的な価値を正しく評価し、地域の財産として次代に継承していくため、本地域では、建築物等の景観誘導だけでなく、**重要文化的景観の選定**制度と連携しながら、良好な景観の形成を図っていくものとしています。

水田など、文化的景観を構成する重要な要素の保存に影響を及ぼす行為については、景観法に基づく届出とは別に、文化財保護法に基づいて国への届出が必要となります。